

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第45号)

警戒情報

配信日 平成24年4月24日

### 「2本1000円」のはずが42万円！ ～物干し竿の移動販売で高額請求～

今年2月にも注意喚起を行いました、再び物干し竿の移動販売で高額請求が相次いでいます。

#### 〈事例1〉

Aさんは家の近所を「2本1000円」と言ってトラックで回っている竿竹屋を呼び止め注文した。業者はAさんの家の物干し台を見て、「使える状態ではない、全部変えないと」と言って台2つと支柱2本、竿を5本次々運び込み、42万円を請求した。Aさんは驚き、断ろうとしたが断りきれず、銀行まで連れて行かれておろした30万円を渡した。「残りは来月取りに来る」と業者は言い、領収書をくれず何度言っても会社名、連絡先を教えてもらえなかった。(70歳代 女性)

#### 〈事例2〉

Bさんは「2本1000円」と言っている竿竹屋に声をかけた。業者はBさんの家のベランダに上がり、「2本1000円の竿はダメだ」と説明して料金表を見せたので、Bさんは1本3000円程度のステンレス製の竿を2本注文した。それをセットした後、業者は電卓をたたきながら6万5000円の請求をしたため、Bさんは驚き「お金がありません」と答えた。業者から「それなら6万円でもいい、すでに竿を切って長さを調節しているのでお金は払ってもらわないと」と言われ、Bさんはたまたま手元にあったお金で支払ってしまった。領収書はもらえず、業者名もわからない。(70歳代 女性)

#### 【センターからの助言】

- 1 移動販売業者に声を掛けるのは慎重に！
- 2 購入前に価格を十分確認し、不要な場合ははっきり断る。
- 3 領収書や契約書がない、連絡先が分からなければ契約しない。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

**土曜日、日曜日、祝日** …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)